

令和2年(2020年)6月1日

各介護予防デイサービス事業所 管理者 様
各元気はつらつデイサービス事業所 管理者 様
各介護予防訪問事業所 管理者 様
各お助け訪問事業所 管理者 様

真庭市健康福祉部長

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について

平素から市保健福祉行政の推進につきましては、格別のご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月25日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全ての都道府県で解除されました。

社会福祉施設等の皆様におかれましては、これまで適切な感染防止策をいただき、感謝申し上げます。

しかしながら、現在でもクラスター発生等の恐れは続いていますので、介護予防・日常生活支援総合事業実施事業所におかれましては、令和2年6月1日から18日までの間、別添、岡山県保健福祉部長通知のとおり、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

記

【添付書類】

- ・令和2年5月29日付け、指第385号の岡山県保健福祉部長通知（写）
- ・岡山県における新型コロナウイルス感染症対策に係る協力をお願い
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県主催イベントの開催に係る考え方
- ・「新しい生活様式」の実践例